

第四十三回国会 建設委員會議録 第十三号

昭和三十八年五月十日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 福永 一臣君
- 理事加藤 高蔵君 理事薩摩 雄次君
- 理事瀬戸山三男君 理事二階堂 進君
- 理事石川 次夫君 理事岡本 隆一君
- 理事中島 巖君
- 井原 岸高君 大沢 雄一君
- 正示啓次郎君 砂原 格君
- 山口 好一君 佐野 憲治君
- 日野 吉夫君 山中日露史君
- 田中幾三郎君

出席政府委員

- 総理府総務長官 徳安 實蔵君
- 委員外の出席者 専門員 熊本 政晴君

三月二十九日

砂防法の一部を改正する法律案(橋浦鹿蔵君外一名提出、参法第二七号)(予)

五月七日

近畿圏整備法案(内閣提出第一四七号)

三月二十八日

山形市西部地区に循環道路建設の請願(牧野寛索君紹介)(第二一八五八号)

四月九日

河川法の改正に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第三二七一号)

同月二十日

二級国道津山米子線外二路線の一級国道編入等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第三三三五号)

山形市西部地区に循環道路建設の請願外三件(牧野寛索君紹介)(第三三五六号)

中小建設業者育成に関する請願(上村千一郎君紹介)(第三五九七号)

河川法改正に関する請願(高田富興君紹介)(第三五九八号)

河川法改正に関する請願(草野一郎平君紹介)(第三六六六号)

河川法改正に関する請願(松野頼三君紹介)(第三六六七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

近畿圏整備法案(内閣提出第一四七号)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域(政令で定める区域を除く。)を一体とした広域をいふ。

第三条 この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいふ。

第四条 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいふ。

第五条 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいふ。

第六条 この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいふ。

第七条 この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいふ。

第二章 近畿圏整備本部

第八条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に基づいて、総理府の機関として、近畿圏整備本部(以下「本部」といふ。)を設置する。

第九条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 近畿圏整備計画の立案及びその立案のための必要な調査を行なうこと。
- 二 近畿圏整備計画の実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 三 近畿圏整備計画の実施を推進すること。
- 四 その他近畿圏整備計画に関する事務を処理すること。

第十条 本部の長は、近畿圏整備長官とし、國務大臣をもって充てる。

第十一条 近畿圏整備長官は、本部の事務を統括し、所部の職員の服務を監督する。

第十二条 本部に、次長その他の職員を置く。

第十三条 この法律に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 近畿圏整備審議会

第十四条 総理府に、附屬機関として、近畿圏整備審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第十五条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項について調査審議する。

第十六条 審議会は、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。

第十七条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十一人以内
- 二 関係府県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいふ。以下同じ。)の市長 十一人以内

第十八条 審議会の組織及び運営

第十九条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

三 学識経験のある者

十一人以上

2 審議会の委員は、非常勤とする。

3 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができる。

5 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 近畿圏整備計画

近畿圏整備計画の内容

第八条 近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。

2 基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画を定めるものとする。

3 事業計画は、基本整備計画の実施のために必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。

4 近畿圏整備計画は、文化財の保存について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

存について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第九条 近畿圏整備長官は、近畿圏整備計画を立案するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業者を営む者(以下「関係事業者」という。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 近畿圏整備計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。

3 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(近畿圏整備計画の変更)

第十条 近畿圏整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

前条の規定は、近畿圏整備計画の変更について準用する。

第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施

近郊整備区域の指定

第十一条 内閣総理大臣は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 近郊整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(近郊整備区域等の整備等に関する法律)

第十三条 前二条に定めるもののほか、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(保全区域の指定)

第十四条 内閣総理大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認められる区域を保全区域として指定することができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

(工場、学校等制限区域)

第十五条 既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るため、大規模な工場、学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の施設の新設又は増設を制限する必要がある既成都市区域内の区域を工場、学校等制限区域として指定することができる。

2 工場、学校等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に関し必要な事項は、別に法律で定めらる。

(事業の実施)

第十六条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従

い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第十七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

(基本整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第十八条 内閣総理大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十九条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(近畿圏整備計画の実施に要する経費)

第二十条 政府は、近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(企業債)

第二十一条 地方公共団体が事業計画に基づいて行なう地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で内閣総理大臣と自治大臣とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

(北陸地方開発促進計画との調整)
第二十二条 北陸地方開発促進計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が北陸地方開発審議会

第十五条第一項の表中

北陸地方開発審議会

北陸地方開発促進法(昭和三十三年法律第七十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

北陸地方開発審議会

北陸地方開発促進法(昭和三十三年法律第七十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

近畿圏整備審議会

近畿圏整備法(昭和三十三年法律第七十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十六条の見出しを「日本学術

会議)に改め、第二章第三節中同

条の次に次の一条を加える。

(近畿圏整備本部)

第十六条の二 総理府の機関として、近畿圏整備本部を置く。

及び審議会の意見をきいて行なうものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、政令で定める日から施行する。

2 前項ただし書に規定する政令は、近畿圏整備計画が四国地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づき事業と四国地方開発促進計画に基づき事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条、第十六条の二」に改める。

2 近畿圏整備本部は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3 近畿圏整備本部の組織及び所掌事務については、近畿圏整備法の定めるところによる。

第十九条第三項中「外局」を「機関」に改める。

第二十三条中「委員並びに」を「委員」に改め、「議員」の下に「並びに近畿圏整備長官」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 当分間、第二十三条に規定する定員は、同条及び前項の規定による定数に二十人を加えたものとする。

(国土総合開発法の一部改正)

4 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は北陸地方開発促進計画又は近畿圏整備計画」に改める。

5 四国地方開発促進法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「高知県及び和歌山県」を「及び高知県」に改める。

第六条第一項中「三十二人以上」を「三十一人以上」に改め、同条第二項第四号中「五人」を「四人」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

6 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百七十七号)の一部を次の

のように改正する。

第三 近畿圏整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が近畿圏整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

理由

総理府に近畿圏整備本部及び近畿圏整備審議会を置き、近畿圏整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永委員長 ます、本案について提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 近畿圏整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏は、西日本の中枢に位し、わが国経済発展の重要な一翼をなっておりますことは申すまでもないところであります。ことに、阪神地区は、関東における京浜地区と並ぶわが国工業、商業の一大中心地でありまして、これが盛衰は、わが国経済の隆替に重大な影響を及ぼすものと申しても過言ではありません。しかるに、最近の産業の発展、人口の増大に伴い、当地区はますます過大都市の様相を呈するに至り、首都東京に匹敵する種々の問題を引き起こしつつあるのであります。

すなわち、産業及び人口の過密化に伴い、道路、港湾等の狭隘化、工業用水の不足等産業基盤の行き詰まりが顕著

となり、ひいては、公害の発生、地盤沈下等生活環境の劣悪化を招き、当地方住民の福祉に対する重大な脅威をもたらしつつありますことは、すでに御存じのとおりであります。

このような阪神地区の過密状況に対しましては、眼を一たびその外周部に転ずるときは、農業または観光を中心とする、いわば広大な開発を要する地域が見られ、ようやく工業発展のきざしを見せつつある地域といえども、必ずしも産業基盤等が十分確保されているとはいえず、また既成都市区域からの市街地の無秩序な拡大の様相も看取されるのであります。しかも、当地方は、名所、旧跡、観光資源等も多しという特殊事情もからみ、それらの保存、開発が強く要請されております。

以上申し上げましたような実情にかんがみ、近畿圏内における跛行的発展状況を是正しつつ、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい地位を保つため、すみやかに近畿圏の建設と秩序ある発展をはからなければなりません。すなわち、一方では、過密区域及びその近郊区域を整備して無秩序な膨脹を防止しつつ、産業、人口の分散をはかるとともに、他方、開発を要する区域は都市開発区域として、もろの産業基盤施設、生活環境施設等の充実を計画的にはかり、あわせて、当地方の特殊事情としての文化財、緑地、観光資源等の維持保存及び開発をはかる必要があります。これが本法律案を提出する理由であります。

次に本法律案の要旨について申し上げます。

第一に、近畿圏整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、総

理府に近畿圏整備本部及び近畿圏整備審議会を置き、近畿圏整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永委員長 ます、本案について提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 近畿圏整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏は、西日本の中枢に位し、わが国経済発展の重要な一翼をなっておりますことは申すまでもないところであります。ことに、阪神地区は、関東における京浜地区と並ぶわが国工業、商業の一大中心地でありまして、これが盛衰は、わが国経済の隆替に重大な影響を及ぼすものと申しても過言ではありません。しかるに、最近の産業の発展、人口の増大に伴い、当地区はますます過大都市の様相を呈するに至り、首都東京に匹敵する種々の問題を引き起こしつつあるのであります。

すなわち、産業及び人口の過密化に伴い、道路、港湾等の狭隘化、工業用水の不足等産業基盤の行き詰まりが顕著

となり、ひいては、公害の発生、地盤沈下等生活環境の劣悪化を招き、当地方住民の福祉に対する重大な脅威をもたらしつつありますことは、すでに御存じのとおりであります。

このような阪神地区の過密状況に対しましては、眼を一たびその外周部に転ずるときは、農業または観光を中心とする、いわば広大な開発を要する地域が見られ、ようやく工業発展のきざしを見せつつある地域といえども、必ずしも産業基盤等が十分確保されているとはいえず、また既成都市区域からの市街地の無秩序な拡大の様相も看取されるのであります。しかも、当地方は、名所、旧跡、観光資源等も多しという特殊事情もからみ、それらの保存、開発が強く要請されております。

以上申し上げましたような実情にかんがみ、近畿圏内における跛行的発展状況を是正しつつ、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい地位を保つため、すみやかに近畿圏の建設と秩序ある発展をはからなければなりません。すなわち、一方では、過密区域及びその近郊区域を整備して無秩序な膨脹を防止しつつ、産業、人口の分散をはかるとともに、他方、開発を要する区域は都市開発区域として、もろの産業基盤施設、生活環境施設等の充実を計画的にはかり、あわせて、当地方の特殊事情としての文化財、緑地、観光資源等の維持保存及び開発をはかる必要があります。これが本法律案を提出する理由であります。

次に本法律案の要旨について申し上げます。

第一に、近畿圏整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、総

理府に近畿圏整備本部及び近畿圏整備審議会を置き、近畿圏整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永委員長 ます、本案について提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 近畿圏整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏は、西日本の中枢に位し、わが国経済発展の重要な一翼をなっておりますことは申すまでもないところであります。ことに、阪神地区は、関東における京浜地区と並ぶわが国工業、商業の一大中心地でありまして、これが盛衰は、わが国経済の隆替に重大な影響を及ぼすものと申しても過言ではありません。しかるに、最近の産業の発展、人口の増大に伴い、当地区はますます過大都市の様相を呈するに至り、首都東京に匹敵する種々の問題を引き起こしつつあるのであります。

すなわち、産業及び人口の過密化に伴い、道路、港湾等の狭隘化、工業用水の不足等産業基盤の行き詰まりが顕著

となり、ひいては、公害の発生、地盤沈下等生活環境の劣悪化を招き、当地方住民の福祉に対する重大な脅威をもたらしつつありますことは、すでに御存じのとおりであります。

このような阪神地区の過密状況に対しましては、眼を一たびその外周部に転ずるときは、農業または観光を中心とする、いわば広大な開発を要する地域が見られ、ようやく工業発展のきざしを見せつつある地域といえども、必ずしも産業基盤等が十分確保されているとはいえず、また既成都市区域からの市街地の無秩序な拡大の様相も看取されるのであります。しかも、当地方は、名所、旧跡、観光資源等も多しという特殊事情もからみ、それらの保存、開発が強く要請されております。

以上申し上げましたような実情にかんがみ、近畿圏内における跛行的発展状況を是正しつつ、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい地位を保つため、すみやかに近畿圏の建設と秩序ある発展をはからなければなりません。すなわち、一方では、過密区域及びその近郊区域を整備して無秩序な膨脹を防止しつつ、産業、人口の分散をはかるとともに、他方、開発を要する区域は都市開発区域として、もろの産業基盤施設、生活環境施設等の充実を計画的にはかり、あわせて、当地方の特殊事情としての文化財、緑地、観光資源等の維持保存及び開発をはかる必要があります。これが本法律案を提出する理由であります。

次に本法律案の要旨について申し上げます。

第一に、近畿圏整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、総

理府に近畿圏整備本部及び近畿圏整備審議会を置き、近畿圏整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永委員長 ます、本案について提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 近畿圏整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏は、西日本の中枢に位し、わが国経済発展の重要な一翼をなっておりますことは申すまでもないところであります。ことに、阪神地区は、関東における京浜地区と並ぶわが国工業、商業の一大中心地でありまして、これが盛衰は、わが国経済の隆替に重大な影響を及ぼすものと申しても過言ではありません。しかるに、最近の産業の発展、人口の増大に伴い、当地区はますます過大都市の様相を呈するに至り、首都東京に匹敵する種々の問題を引き起こしつつあるのであります。

すなわち、産業及び人口の過密化に伴い、道路、港湾等の狭隘化、工業用水の不足等産業基盤の行き詰まりが顕著

となり、ひいては、公害の発生、地盤沈下等生活環境の劣悪化を招き、当地方住民の福祉に対する重大な脅威をもたらしつつありますことは、すでに御存じのとおりであります。

理府の機関として、近畿圏整備本部を置き、その長は近畿圏整備長官とし、國務大臣をもって充てることとしたしております。また、これとともに、総理府に、関係行政機関の職員、関係府県知事、市長、学識経験者で組織する近畿圏整備審議会を設け、内閣総理大臣の諮問に応じて計画の策定及び実施に関する重要事項等について調査審議させ、また内閣総理大臣に対して意見を述べさせることとしたしております。

第二は、近畿圏整備計画の策定であります。これが本法律案の中核をなすものであります。この近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画に分かれますが、基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的かつ基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の設定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設等についての整備及び開発に関する計画を定めるものとされております。

この計画は、各地区のその性格、規模に応じて策定される必要がありますので、この法律案では、産業及び人口の過密地帯である、いわゆる既成都市区域のほか、三種の区域の設定はなされております。すなわち、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域がこ

れであります。近郊整備区域とは、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域をいい、都市開発区域とは、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、それらの分散をはかるため、工業都市、住居都市等として開発することを必要とする区域であり、保全区域とは、近畿圏の特性にかんがみ、特に、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する必要があると認める区域をいい、これらの区域を、内閣総理大臣が地方公共団体、審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して指定することとしているのであります。

第三は、近畿圏整備計画に基づく事業の実施であります。整備計画に基づく事業は、それぞれ当該事業に関する法律に従い、国、地方公共団体または関係事業者が実施することになっておりますが、整備計画の円滑な実施をはかるため、これらの者はできる限り、整備計画の実施に協力すべきこととし、内閣総理大臣は、整備計画の実施に関し、必要な勧告をなし得ることとしたのであります。

金の確保等をはかるようつとめるべきこと、国は、事業計画に基づく事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡し得ること等の規定を設け、近畿圏整備計画に基づく事業が適正かつ円滑に実施されるよう企図した次第であります。

以上申し述べましたように、本法律案を提案いたしましたのは、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかるために緊急を要するものと考えたからでありまして、去る第四十四回国会においても、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案として、これとはほぼ同趣旨の近畿圏整備に関する決議案が上程せられ、両院において可決されておることはすでに御承知のとおりであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○福永委員長 以上で本案に対する提案の理由の説明聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十五日水曜日、午前十時より理事會、同十時三十分より委員會を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午前十時四十二分散會

建設委員會議録第二号中正誤
ベシ段行 誤 正
三三三 三十年八度 三十八年度
四上四 通路 道路
六三三 百% 一〇〇%

建設委員會議録第三号中正誤
ベシ段行 誤 正
一 阿久根市高松地区に防災ダム建設の請願(池田清志君紹介)(第七二四号)削除
二 必要とする 必要とする
三 二 元 たえざる たえざる
四 三 三 だか 何だか
五 三 三 といつて といつて
六 二 三 申しますと 申します
七 四 元 積端 極端

建設委員會議録第五号中正誤
ベシ段行 誤 正
二 二 三 これは これを
二 四 二 創立後の 創立後の

建設委員會議録第六号中正誤
ベシ段行 誤 正
一 二 九 住宅金融法 住宅金融公庫法
二 三 三 道路管理 道路管理者
二 四 三 共用溝 共用溝